

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第20号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員証規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員証規則（平成27年規則第31号）

の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、事務局長は、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その有効期間を延長することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。